

参考 まちづくりに関する補助金

県から事業者向け補助金制度

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
県 補 助 金	千葉県サービス付き高齢者向け住宅整備 事業補助	* 新築 1/20 * 改良 1/6	* 住戸数に35万 円を乗じた額 (居住面積25㎡ 未満の場合)	高齢者が安心して居住できるサービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所等との連携を図られているなど、より良質な住宅の整備を行う事業者に対し、国の補助に加え、県単独の上乗せ補助を行う。	* 特定の介護事業所を併設する場合は、補助率：新築10分の1、改良3分の1以内、限度額：住戸数70万円を乗じた額

県から市町村 補助金制度

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
市街地整備課	組合等区画整理補助事業	2.25/10 ～ 2.5/10	-	・土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で、組合等区画整理補助事業実施要領に基づき、移転、移設、道路築造、調査設計などの事業を実施するために要する経費	組合へ直接補助
	市街地再開発事業	1/6	-	・個人及び市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業について、調査設計計画を実施するために要する経費（工事監理に要する経費を除く。）に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 ・市街地再開発事業の施行が予定されている地区内の宅地について、所有権又は借地権を有する者の三分の二以上が参加している市街地再開発準備組織が調査設計計画のうち事業計画の作成を実施するために要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費	組合へ間接補助
建築指導課	住宅・建築物の耐震化サポート事業 ①住宅	[市町村補助額に対する割合] ①1/4	①2万円 25万円	①耐震診断 耐震改修+設計監理	市町村が実施する補助事業に支援するもの 国の防災・安全交付金又は個別補助金と協調
	住宅・建築物の耐震化サポート事業 ②耐震診断義務付け対象建築物	[市町村補助額に対する割合] ②1/2 国費を除いた額の1/2	②延べ面積による	②耐震診断 耐震改修、設計監理	市町村が実施する補助事業に支援するもの 国の防災・安全交付金又は個別補助金と協調
住宅課	千葉県空き家等対策推進事業	1/4	250万円まで	・空き家等対策計画の策定時に必要な空き家等の実態把握のための事業 ・市町村が実施する除却事業および除却を行う者に対する補助事業	
	千葉県空き家等対策講師派遣事業	-	1万5千4百円/人ま で	市町村が主催（県との共催を含む）する空き家等対策に関する講習会・相談会に講師又は相談を派遣。	

国庫補助金制度

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
都市計画課	都市再生整備計画事業	40%※	-	都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業。	※国の重要施策に適合すれば45%
				道路、公園、古都保存、緑地保全等事業、河川、下水道、駐車場有効利用システム、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、誘導施設相当施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、バリアフリー環境整備促進事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅街区改良事業等、都心共同住宅供給事業、公営住宅等整備、都市再生住宅等整備、防災街区整備事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、提案事業	
	都市再生整備計画に基づき、かつ滞在快適性等向上区域で実施される以下の事業。	1/2	-	道路、公園、駐車場有効利用システム、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、バリアフリー環境整備促進事業、街なみ環境整備事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業、提案事業	
	都市再生総合整備事業	①1/3～1/2 ②1/3～1/2※	-	①総合整備型：基本計画策定、整備計画策定、ロードネットワーク、都市基盤施設、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、除却・移転、移転	
	道路事業	5/10 5.5/10	-	土地区画整理事業によって都市計画道路等が整備されることに着目し、それらの都市計画道路等を用地買収方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として支援する事業	
	市街地整備事業 (都市再生区画整理事業)	1/2 1/3	-	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な現成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている規制市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地等が散在する既成市街地における低いま利用地等の集約化による誘導施設等の整備を推進するため施行する土地区画整理事業	
	市街地整備事業 (市街地再開発事業)	1/3	-	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業	
	住宅環境整備事業 (優良建築物等整備事業)	1/3	-	優良建築物等整備事業は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業	
	住宅環境整備事業 (暮らし・にぎわい再生事業)	1/3	-	暮らし・にぎわい再生事業は、中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共施設等の都市機能等の導入を図る事業	
	住宅環境整備事業 (住宅市街地基盤整備事業)	5/10	-	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅建設事業及び宅地開発事業並びに既存の住宅ストックを有効活用するための改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行う事業について、地方公共団体に対し、国が交付金の交付等を行う制度を定め、もって良好な住宅及び宅地の供給並びに既存の住宅ストックの有効活用の促進を図る事業	

社会資本整備総合交付金

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考	
公園緑地課	都市公園等事業	1/2 (施設) 1/3 (用地)	-	都市公園、特定地区公園の整備等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とする事業		
	都市公園安全・安心対策事業	1/2 (施設) 1/3 (用地)	-	大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の核の、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる都市公園の整備をおこなうことを目的とする事業		
	都市公園ストック再編事業	1/2 (施設) 1/3 (用地)	-	地域のニーズを踏めた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とした事業		
	市民農園等整備事業	1/2 (施設) 1/3 (用地)	-	良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園等の整備を実施する事業の円滑な運用を図ることを目的とする事業		
	緑地環境事業	1/2 (施設) 1/3 (用地)	-	グリーンインフラの推進、商店街等の中心市街地の活性化等を図るため、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化等を推進することを目的とした事業		
	古都保存・緑地保全等事業	1/2 (施設) 1/3 (用地)	-	歴史的風土の適切な保存を図ること並びに都市の緑地の保全を図ることを目的とした事業		
	通常の下水道事業	1/2 or 5.5/10 or 2/3	-	主要な管渠、終末処理場、ポンプ場その他の主要な補完施設の設置又は改築事業。 補完施設には次の施設を含む。 (a) 管渠に属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設 (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設		
	下水道整備推進重点化事業	1/2 or 5.5/10	-	市町村が実施する、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプランに基づく下水道整備事業		
	下水道課	下水道広域化推進総合事業	1/2 or 2/3	-	下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る以下の計画策定、施設整備等 ①計画策定等 (ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定 (イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備 ②交付対象施設 (ア) 共同水質検査施設 (イ) 移動式汚泥処理施設 (ウ) 汚泥運搬施設 (汚泥を集約処理するため他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等) (エ) 汚泥処理施設 (オ) 共同管理施設 (汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設) (カ) し尿受入施設 (キ) 汚水処理の統合に必要な施設 (管渠等) (ク) その他本事業を実施するにあたって必要な施設	

社会資本整備総合交付金

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
下水道課	下水道リノベーション推進総合事業	1/2 or 5.5/10 or 2/3	-	下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とした下記事業 ①下水道リノベーションに係る計画策定 ②未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー対策等を図る事業をいう。） ③積雪対策推進事業（下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。） ④再生資源活用事業（湯水時の緊急対応としての下水処理水等の活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。） ⑤防災拠点化施設整備事業 ⑥下水処理水、雨水再利用事業	
	地域住宅計画に基づく事業 （公営住宅等整備事業）	4.5/10※	-	公営住宅等の建設、住宅共用部分の整備、既設公営住宅の除却等	
住宅課	地域住宅計画に基づく事業 （公営住宅ストック総合改善事業）	4.5/10※	-	公営住宅等長寿命化計画策定事業、改善事業（居住性向上等を目的とした既設公営住宅等の性能水準の向上を図る工事）	※地域住宅政策推進事業（提案事業）を実施しない場合は、5.0/10
	地域住宅計画に基づく事業 （改良住宅ストック総合改善事業）	1/2	-	改良住宅の「個別改善（規模増改善、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）」、「全面的改善」、「災害復旧事業」	※地域住宅政策推進事業（提案事業）を実施しない場合は、5.0/10
	地域住宅計画に基づく事業 （公的賃貸住宅家賃低廉化事業）	4.5/10※	-	公的賃貸住宅等について、その入居者の家賃負担軽減のために、家賃の低廉化を行う事業	※地域住宅政策推進事業（提案事業）を実施しない場合は、5.0/10
	街なみ環境整備事業	1/2※	-	協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業、街なみ整備助成事業	※街なみ整備事業の原簿重要建造物整備は1/3
	狭あい道路整備等促進事業	1/2	-	1 空き家の活用【直接】 2 空き家のファミリービリティスタディ【間接】 3 空き家の除却（代執行等）【直接】 4 空き家の実態把握調査【直接】 5 空き家を除却した後の土地の整備【直接】 6 空き家の所有者特定【直接】	
	空き家再生等推進事業	1/3	-	1 空き家の活用【間接】 2 空き家のファミリービリティスタディ【間接】 3 空き家を除却した後の土地の整備【間接】	
		2/5	-	1 空き家の除却（代執行以外）【直接・間接】	

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考			
防災・安全交付金	都市計画課	40%※	-	都市再生整備計画事業	※国の重要施策に適合すれば45%			
				都市防災推進事業 (宅地耐震化推進事業)		都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業。 道路、公園、古都保存・緑地保全等事業、河川、下水道、駐車場有効利用システム、地域生活基盤施設、高 質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整 備事業、バリアフリー環境整備促進事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、街なみ環境整 備事業、住宅地区改良事業等、都心共同住宅供給事業、公営住宅等整備、都市再生住宅等整備、防災街区整 備事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、提案事業		
				都市防災推進事業 (都市防災総合推進事業)		防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る以下の費用。 ① 災害危険度判定調査 ② 盛土による災害防止のための調査 ③ 住民等のまちづくり活動支援 ④ 事前復興まちづくり計画策定支援 ⑤ 地区公共施設等整備※ ⑥ 都市防災不燃化促進 ⑦ 木造老朽建築物除却事業 ⑧ 被災地における復興まちづくり総合支援事業		
				都市防災推進事業 (無電柱化まちづくり促進事業)		① 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等 ② 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業	左記以外の対象となる事業及び補助率については、社 会資本整備総合交付金交付要綱を参照。 補助率は令和6年度までに限り、1/2	
				市街地整備事業 (無電柱化まちづくり促進事業)		1/2	市街地開発事業等における無電柱化を推進するため、対象道路が電線共同溝の整備等に關する特別 措置法第3条に基づき電線共同溝を整備すべき道路として指定されない場合で実施する無電柱化事業	
				道路事業		5/10 5.5/10	土地区画整理事業によって都市計画道路等が整備されることに着目し、それらの都市計画道路等を用地買収 方式により整備することとして積算した事業費の額を限度額として支援する事業	
				市街地整備事業 (都市再生区画整理事業)		5/10	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再 生、街区規模が小さく敷地が細分化されている焼酎市街地における街区再編、整備による都市機能更新、低 未利用地等が散在する既成市街地における低未利用地等の集約化による誘導施設の整備を推進するため施 行する土地区画整理事業	
				都市公園等事業		1/2 (施設) 1/3 (用地)	防災に資する機能が地域防災計画に位置付けられた都市公園、特定地区公園、災害から国民の生命、財産を 守るための避難地となる防災緑地の整備を行うことを目的とする事業	
				都市公園安全・安心対策事業		1/2 (施設) 1/3 (用地)	大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の核 心の、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減 等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる都 市公園の整備等をおこなうことを目的とする事業	
				都市公園ストック再編事業		1/2 (施設) 1/3 (用地)	地域のニーズを踏めた新たな活用や都市公園の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置 の再編を図ることを目的とした事業(再編後の都市公園の防災に資する機能が地域防災計画に位置付けられ ていること)	
緑地環境事業	1/2 (施設) 1/3 (用地)	温室効果ガス吸収対策に資する公園緑地の整備又は公共施設緑地の緑化のうち、地域防災計画に位置付けら れた公園緑地の整備を行うことを目的とした事業						

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
下水道課	通常の下水道事業	1/2 or 5.5/10 or 2/3	-	<p>主要な管渠、終末処理場、ポンプ場その他の主要な補完施設の設置又は改築事業。 補完施設には次の施設を含む。</p> <p>(a) 管渠に属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設 (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設</p>	
	下水道総合地震対策事業	1/2 or 5.5/10 or 2/3	-	地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地震対策計画」に従い実施する事業。	
	下水道ストックマネジメント支援制度	1/2 or 5.5/10 or 2/3	-	<p>①下水道ストックマネジメント計画の策定及び下水道ストックマネジメント計画策定のための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務 ②「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築事業</p>	
	内水浸水リスクマネジメント推進事業	1/2	-	<p>①内水浸水想定区域図の作成 ②避難行動等に資する情報・基盤整備 (ア) 住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成 (イ) 内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や降雨等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備 ③雨水管理総合計画の策定</p>	
建築指導課	下水道情報デジタル化支援事業	1/2	-	<p>管渠等の施設情報や維持管理情報などのデータを整備し、地理情報システムを基盤としたデータベースシステムとして利用できるようにする業務及びそれに伴い必要となる測量等の業務</p>	
	住環境整備事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	[市町村補助額に對する割合] 1/2	○6.8万円 ○50万円	<p>○耐震診断 ○設計監理+耐震改修</p>	関連：県補助金 ①住宅
住宅課	地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅等ストック総合改善事業)	4.5/10※	-	改善事業（居住性向上等を目的とした既設公営住宅等の性能水準の向上を図る工事）のうち、安全確保型である工事	※地域住宅政策推進事業（提案事業）を実施しない場合は、5.0/10
	地域住宅計画に基づく事業 (改良住宅ストック総合改善事業)	1/2	-	改良住宅の「個別改善（規模増改善、住戸改善、共用部分改善、屋外・外構改善）」、「全面的改善」、「災害復旧事業」のうち、安全確保型である工事	
	社会資本整備総合交付金（住宅市街地盤整備事業）	同種の公共施設の整備に関する事業と同じ補助率	-	<p>1.公共施設整備費 イ 道路 ロ 都市公園 ハ 下水道 ニ 河川、砂防設備等</p>	



担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
防災・安全交付金	住宅課 社会資本整備総合交付金（住宅市街地整備 整備事業）	4/10	-	2.居住環境整備施設整備 イ 道路 ロ 下水道 ハ 河川 ニ 多目的広場 ホ 公開空地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤 ヘ 防災関連施設 ト 立体駐車場 チ 優良宅地開発事業に係る景観配慮型調整池、植栽・緑化施設及び高齢者等歩行支援施設 リ 電線類の地下埋設	
				3.鉄道施設整備 イ 主としてニュータウン居住者の利用のために敷設する鉄道の整備 ロ 新駅の設置 ハ 既存駅の改良	1/2
				4.公共施設用地取得	1/2
				5.住宅地事業推進費 イ 広域多機能都市開発事業（ニュータウン21）推進費 ロ 事業化推進調査費	1/3

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考	
個別補助金	都市計画課	1/2 (都市機能誘導区域内等) 45% (居住誘導区域内等)	-	都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち立地適正化計画の目標に適合する以下の事業。 道路、公園、古都保存・緑地保全等事業、河川、下水道、駐車場有効利用システム、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、誘導施設、基幹的誘導施設、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、バリアフリー環境整備促進事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、街なみ環境整備事業、住宅地区改良事業等、都心共同住宅供給事業、公営住宅等整備、都市再生住宅等整備、防災街区整備事業、復興促進事業、エリア価値向上整備事業、こともまんなかまちづくり事業、提案事業、居住誘導促進事業	※激甚高上げあり	
				都市災害復旧事業		①災害を受けた公園の各施設の復旧事業※ ②災害を受けた街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業 ③市街地において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業※ ④激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した水の排除事業※
				障灰除去事業		①市街地の防空壕等の特殊地下壕のうち、陥没等で危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業。 ②都市災害復旧事業に伴い必要となる特殊地下壕の埋戻し、防災処理のための必要最小限度の工事を行う事業。
				特殊地下壕等対策事業		①市街地の防空壕等の特殊地下壕のうち、陥没等で危険度が増し、放置し難い特殊地下壕の全部又は一部の埋戻し等を行う事業。 ②都市災害復旧事業に伴い必要となる特殊地下壕の埋戻し、防災処理のための必要最小限度の工事を行う事業。
				防災集団移転促進事業		自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転に要する以下の費用。 ① 住宅団地の用地取得及び造成 (分譲の場合は対象外) ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 (住宅ローンの利子相当額) ③ 住宅団地に係る公共施設の整備 ④ 移転元地の土地の買取、建物の補償 ⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備 ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助 ⑦ 事業計画等の策定に必要な経費
						①～⑦の合計 16,550～17,535千円/戸(事前移転以外) ①19.8～47.3千円/m2 ②4,210千円/戸 ③4,464千円/戸 ④25,660～52,925千円/戸(事前移転) ⑤674千円/戸 ⑥雑農等者1,325千円/戸 非雑農等者975千円/戸 ①～⑥:3/4 ⑦:1/2
						間接補助の場合、民間への補助額の1/2かつ事業費の1/3まで
						①:1/2 ②:1/3
						都市安全確保促進事業

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
個別補助金	防災・減災対策等強化事業推進費	事業所管部局で定められた対象事業の規定による。	定額550万円まで ②～④間接補助の場合、民間への補助額の1/2かつ事業費の1/3まで ⑤500万円まで	①災害対策事業：災害を受けた地域等において、災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策。 ②事前防災対策事業：突発的な事象が発生した箇所における住民等の早急な安全・安心を確保する対策又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等における事業を推進し早期に防災・減災効果を生むための対策。（公共交通の安全確保を含む）	
	集約都市形成支援事業	①定額または1/2 ②～⑤1/2	定額550万円まで ②～④間接補助の場合、民間への補助額の1/2かつ事業費の1/3まで ⑤500万円まで	コンバクトなまちづくりを推進する以下の費用。 ① 計画策定支援；立地適正化計画（防災指針含む）、広域的な立地適正化方針等の策定、低コストまちづくり計画、PRE活用計画 ② コーディネート支援；まちづくりに関する専門家の活用等 ③ 建築物跡地等の適正管理支援 ④ 誘導施設等の除却処分等 ⑤ 誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等	
	官民連携都市再生推進事業	①②⑥⑦⑧：定額 ⑤：1/3 ②③④⑥⑦：1/2	定額1,000万円まで	①フラットフォーム構築 ②未来ビジョン等の策定 ③シティプロモーション・情報発信 ④社会実験・データ活用 ⑤交流拠点等整備 ⑥国際競争力強化拠点形成 ⑦地方都市イノベーション拠点形成 ⑧遊及啓発事業	
	都市計画課	官民連携基礎整備推進調査費	1/2	民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の公共土木施設の事業化に向けた以下の検討経費を支援。 ①施設整備の内容に関する調査 ②①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査	
	街路交通調査費補助	1/3	-	1 総合都市交通体系調査：都市交通実態調査、都市交通マスタープラン等策定調査 都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画を検討する調査 2 街路事業調査：都市・地域総合交通戦略策定調査、地域高規格道路調査、連続立体交差事業調査 歴史的環境整備街路事業調査、市街地再開発等調査、土地区画整理事業調査	
	都市空間情報デジタル基礎構築支援事業（通常タイプ）	1/2	-	1 3D都市モデルの整備に関する事業 2 3D都市モデルの活用に関する事業 3 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業	
	都市空間情報デジタル基礎構築支援事業（早期実装タイプ）	定額	1,000万円まで	1 3D都市モデルの整備に関する事業 2 3D都市モデルの活用に関する事業 3 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業 ※活用条件 事業計画の初年度の事業に限定、当該年度の事業において3D都市モデルの活用を達成すること	
	都市・地域交通戦略推進事業費補助	1/3		1 整備計画の作成に関する事業（整備計画作成、交通まちづくり活動推進事業、スマートシティ推進に資する社会実験） 2 公共的空間等の整備に関する事業（公共的空間、歩行空間、駐車場、自転車駐車場、バリアフリー交通施設等の整備） 3 公共的空間、公共空間の整備に併せて実施する事業（都市情報提供システム、地下交通ネットワークの管理安全施設等の整備）	都市機能誘導区域内で、立地適正化計画及び地域公共交通計画に位置付けられた基幹的公共交通の停留所等のバリアフリー化を行う場合に限り、都市構造再編集中支援事業の事業費を加算することができる。 2、3の事業は全体事業費1億円以上の事業に限る。

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
市街地整備課	街路交通調査費補助	1/3	-	1 市街地再開発等調査 都市再開発方針2号・2項地区等において、市街地再開発事業等による老朽木造建築物等が密集する地区の整備改善を推進するため、市街地再開発事業等の事業計画モデルの作成、再開発に関する広報活動、住民の意向調査を行い、事業計画の具体化および事業実施上の問題点の発明を行うための調査 2 土地区画整理事業調査 緊急に整備を要する都市計画道路の円滑な整備と健全な市街地の形成を図るため、早急に土地区画整理事業に着手する必要があると認められる中心市街地、密集市街地および新幹線、地域高規格道路等国家的に重要な施設に係る地域において、区画整理設計、事業計画案の作成等を行うための調査	
公園緑地課	社会課題対応型都市公園機能向上促進事業費補助	1/2	-	都市公園の整備に当たり、他の公園の参考となる優良な取組を実現するために行われる都市公園の整備に係る事業	
個別補助金	下水道防炭素化推進事業	1/2 or 5.5/10 or 2/3	-	下水汚泥を有効利用した割エネルギー施設（下水汚泥を消化し、発生したバイオガスをエネルギーとして活用するために必要な施設、下水汚泥固形燃料化施設、廃熱を活用した発電を行う汚泥焼却施設等）の整備事業または下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業であって、以下の要件を満たすもの ①事業完了までに要する期間が概ね5年以内であること ②全体事業費が5億円以上であること	
	民間活力イノベーション推進下水道事業	1/2 or 5.5/10 or 2/3	-	民間活力イノベーション推進下水道事業計画に基づきPFI手法等により整備する下水道施設	
	大規模雨水処理施設整備事業	1/2 or 5.5/10	-	雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業であって、以下の要件を満たすもの ①事業の完了までに要する期間が概ね10年以内であること ②全体事業費が5億円以上であること	
下水道課	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業（住民連携等基盤強化推進事業）	10/10 or 1/3	①上限5,000万円 ②上限4,000万円 ③上限4,000万円 ④上限2,000万円 *詳細は備考欄参照	ウォーターPPPの導入及び下水道事業におけるウォーター-PPP以外の官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画策定等を実施する事業	①コンセッション方式を導入するために行う事業 ②1以外の事業であって、他分野と一体となつて行う事業 ③1以外の事業であって、他の地方公共団体と一体となつて行う事業 ④それ以外の事業
建築指導課	地味防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）	[市町村補助額に対する割合] ○1/2 ○3/5 ○6/11～3/4	○延べ面積による ○上限なし ○延べ面積による	○耐震診断 ○設計監理 ○耐震改修	関連：県補助金（②建築物）

担当課名	事業名称	補助率	限度額	対象となる事業	備考
個別補助金	空き家対策総合支援事業 住宅課	1/2	-	1 空き家の活用【直接】	
				2 空き家のフイージビリティスタディ【直接】	
				3 空き家の除却（代執行等）【直接】	
				4 空き家の美態把握調査【直接】	
		1/3	-	5 空き家を除却した後の土地の整備【直接】	
		2/5	-	6 空き家の所有者特定【直接】	
				7 空家等管理活用支援法人に対する補助等【直接】	
				8 法務的手続等を行う事業（手数料）【直接】	
				9 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるもの【直接】	
				1 空き家の活用【間接】	
				2 空き家のフイージビリティスタディ【間接】	
				3 空き家を除却した後の土地の整備【間接】	
				4 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるもの【直接】	